

## 県消防操法大会に向けて 猛特訓中！



P4 「〔仮称〕公共施設マネジメント基本条例」素案  
意見募集

P5 アシタのたかはま研究所 研究レポート

P7 介護保険制度の変更

P8 マイナンバーの通知

8月8日(土)、豊川市音羽運動公園で開催される「第60回愛知県消防操法大会」に、市の代表として消防団第2分団が出場します。練習風景を見かけたら、ぜひ熱い声援を！  
(五反田グラウンドにて撮影・詳しくは2ページ)



## 高 浜 市 消 防 団

# 第60回愛知県消防操法大会に 向けて猛特訓中！

昨年の大会では、第1分団がポンプ車の部で5位入賞という、輝かしい成績を収めました。

第2分団もこれに負けじと、毎週月・水・金曜日の午後8時～10時、五反田第2グラウンドで、先輩団員や消防署職員の指導を受けながら訓練を行っています。

大会に出場する選手には、放水技術の正確性や迅速性が求められます。1秒でも早く放水ができるよう、ホースを担ぎながら火点に向かって疾走する姿は、地域防災の担い手として頼もしさを感じることができます。訓練中や大会当日は、ぜひ、市民の皆さんの熱い声援をお願いします。

## 第60回愛知県消防操法大会

とき 8月8日(土)午前8時30分～午後5時 ところ 豊川市音羽運動公園

### ～出場する選手の皆さん～

(敬称略)



指揮者  
原田 優

「自分のまちは自分で守る」という言葉を胸に、日ごろの訓練に励んでいます。技術・知識を磨き、操法大会でいい成績を残すだけでなく、高浜市をより安心・安全なまちにしていきたいと思っています。



1番員  
山口 恭平

1番員は、筒先を持って放水の圧力に耐える時間が多くあります。正確な注水姿勢を保つことは苦しいですが、仲間を信頼し自分を奮い立たせることで頑張ることができます。自分で限界をつくらず、入賞めざし訓練をしていきます。



2番員  
岡田 真吾

すべての番員と連携が必要な2番員の動きは、全体のタイムに大きな影響を与えます。より正確で迅速な動きができるよう、消防署職員・団員が一丸となって全力で大会に臨みたいと思っています。



3番員  
馬場 久義

節度のある正確な動きが求められる中で、タイムを1秒でも縮められるよう、全力で訓練を行っています。仲間と息を合わせ、力を出し切り、上位入賞をめざします！



4番員  
毛利 雅俊

4番員の見せ場である、素早く正確なポンプ車の操作を確実に、他の番員が100%の力が出せるよう、残された少ない時間の中で、一生懸命訓練に取り組んでいきます。



補助員  
小澤 只洋

消防団では、いろいろな業種・地域の方とつながりができます。そういった方と懸命にひとつの目標に向かって、操法をはじめ、さまざまな活動ができることは貴重な体験だと思います。皆さんもいっしょに消防団で活動しましょう！

問合せ先 団都市防災グループ ☎52-1111 (内線228) / 高浜消防署 ☎52-1190



# 中学生記者による カメラレポート

C A M E R A R E P O R T

# ポ ー ト

市役所の広報の部署に職場体験に来た高中生、長谷川桃香さんが、市内で実習中の同級生の姿取材しました！

6月10～12日、高浜中学校2年生約300人が、さまざまな事業所で働くことを体験。「社会に出て働くと、思っていたよりもずっと大変」「感謝されるとうれしいし、やりがいがある！」と気持ちを新たにしました。

## ヤマナカ高浜店

野菜の袋詰めやカゴの清掃、接客の練習など、スーパーで働く大変さを実感しました。(上田くん)  
わからないときは、お店の方が教えてくださいました。お客さんの立場に立って、商品の前出しや品出しをするのがこんなに大変だと思いませんでした。(村瀬くん)



## 高浜市立図書館

本は一つひとつきちんとした並べ方があることを知りました。本以外にもCDなど貸出できます。(田口さん)  
いろいろなことを体験させてもらいました。本の貸出や返却は、多くの人と協力して行っていることを知ることができました。(新美くん)



## OHANA高浜店

店員さんが笑顔で迎え入れてくださったので、とてもリラックスして仕事できました。(高田さん)



## 事業所の皆さん協力ありがとうございました



事業所の方たちへのインタビューでは、「声が大きく、やる気があるといいね!」「一生懸命やってくれてます!」という、うれしい感想をいただき、同級生として誇らしく思いました。

高浜中学校2年  
長谷川桃香さん

## ファミリーマート沢渡町店

最初は緊張していたけれど、店員さんが優しく教えてくれたので、だんだん仕事に慣れてきました。(須和部くん)



## 高浜市役所 市民生活グループ

意外と多くの人と関わっていることがわかりました。仕事は大変だけど、楽しい!(神谷さん)



## 高浜市役所 総合政策グループ

私は「将来は市の職員になりたいな」と思い、この3日間で広報を作る仕事を体験しました。さまざまな事業所で取材をしましたが、インタビューは相手を見て聞きながらメモをし、後でまとめるので、それがとても大変でした。取材に協力してくれた皆さん、ありがとうございました!



## 高浜郵便局

郵便局には個人情報がたくさんあるので、責任感が大切だと強く感じました。(廣田くん)



## ドミー高浜店

品物を並べているとき、お客さんなど見ている人は簡単そうに見えるかもしれませんが、働いている人はすごいなと思いました。(竹巻くん)



## 吉浜北部保育園

園児はとてもかわいいけど、お世話するのがとても大変。お昼寝のときもなかなか寝てくれません…!(西地さん)



## アオキスーパー高浜店

ふだん来ているスーパーも実際に仕事をしてみると、結構疲れます…。(寺田くん)  
仕事は、思っていたよりキツイです。スーパーの裏には日ごろ目にしないものがあるというあって、びっくりしました!(酒井くん)



# 「〔仮称〕高浜市公共施設マネジメント基本条例」素案について 皆さんの意見を募集しています

市は、公共施設の老朽化問題に対する課題解決のため、将来を見据え、安定して行政サービスが維持していくことができるように、公共施設の総量圧縮、長寿命化などをふまえた全体方針である「公共施設あり方計画（案）」を平成26年6月に策定しています。

今後40年間にわたる「公共施設あり方計画」を着実に進めていくためには、市民の皆さんとともに公共施設の現状・課題に対する理解を深め、公共施設の老朽化問題が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすことがないよう、持続可能な財政運営のもと、よりよい形で公共施設を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。そこで「〔仮称〕高浜市公共施設マネジメント基本条例」を制定することとし、このほど素案がまとまりました。

現在、この素案に対する意見を募集しています。いただいた意見は、内容に反映できるかを検討し、後日、意見の採否やその理由などの概要を公表します。

## 「〔仮称〕高浜市公共施設マネジメント基本条例」素案の概要

### (1) 公共施設マネジメントとは（第2条関係）

「公共施設マネジメント」とは、市庁舎、学校、道路、橋りょう、公園、上下水道などの公共施設を効率的・効果的に配置し、管理運営することにより行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減することをいいます。

### (2) 公共施設マネジメントの基本方針（第3条関係）

公共施設マネジメントは、次の5つを基本方針とします。

- ① ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化など、時代の要請に対応する取組みであること
- ② 安全性・重要性・経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を軸とする取組みであること
- ③ 利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること
- ④ 民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること
- ⑤ トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること

### (3) 計画の策定について（第4条関係）

市は、公共施設マネジメントの指針として、公共施設全般にわたる総合的な計画を策定します。

### (4) 協働について（第4条～第7条関係）

次の世代へ、よりよい形で公共施設を引き継ぐため、市・市民・議会などは情報共有や協働に努めます。

### (5) 委員会の設置（第8条関係）

専門的な視点から公共施設マネジメントに関するさまざまな提言を行うことを目的とした、有識者による委員会を設置します。

#### ◆ 素案の入手方法

- ① 窓口での配布…市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館で配布
- ② ホームページ…市公式ホームページからダウンロード可

#### ◆ 意見の提出期限 7月31日(金)まで ※郵送の場合は当日消印有効

#### ◆ 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 素案配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函
- ② 行政グループ窓口（市役所3階20番）へ持参
- ③ 郵送、ファクス、電子メールで提出

※提出にあたっては「氏名」「住所」「電話番号」「意見とその理由（該当箇所）」を明記してください。

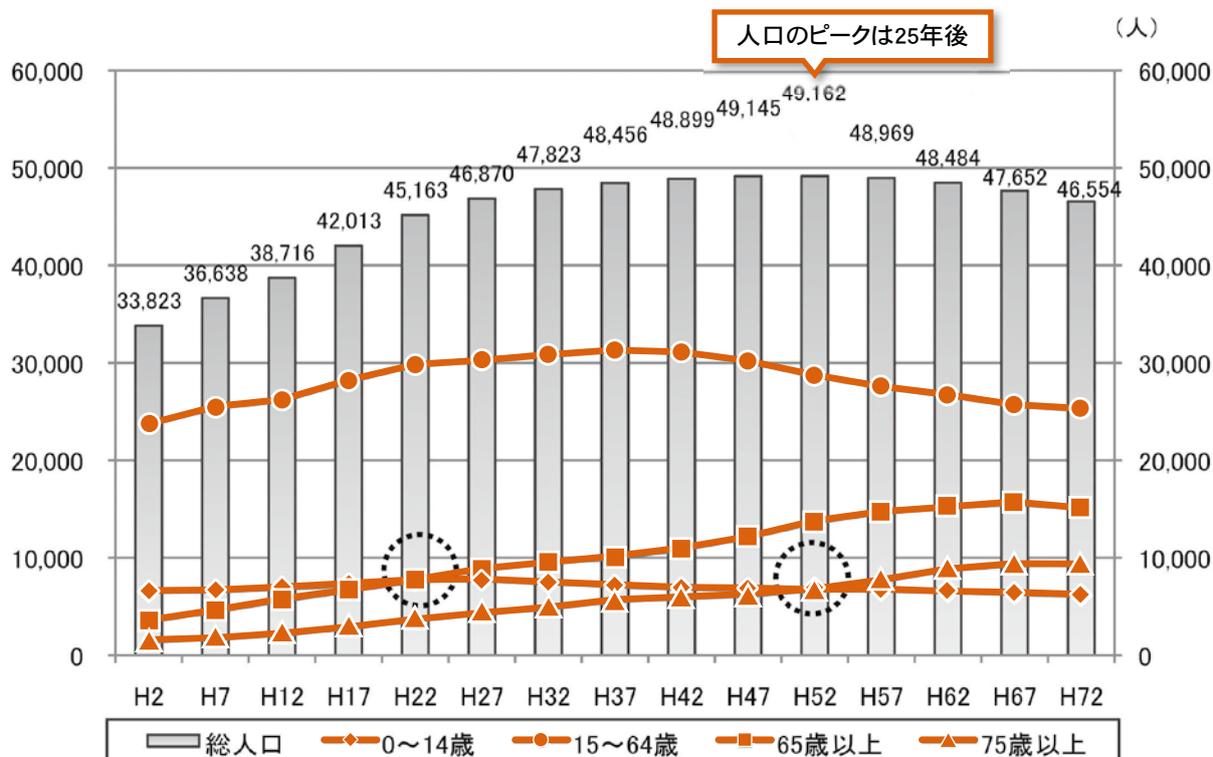
#### ◆ 意見募集結果の公表 「広報たかはま」9月15日号を予定

提出・問合せ先 行政グループ ☎444-1398（住所不要）  
☎52-1111（内線351） FAX52-1110 Eメール gyosei@city.takahama.lg.jp

# アシタのたかはま研究所からの研究レポート

急速に進展する少子高齢化などを背景とする新たな問題の登場、公共施設の老朽化、恒常的に続く財政難など、喫緊の課題の解決に追われるなか、不透明な将来に対しても、引き続き安定した行政運営を維持し、市民の皆さんが「しあわせ」を感じる「いつまでも住み続けたい」まち高浜市を持続していくために『アシタのたかはま研究所』を設置し、高浜市の未来について、さまざまなデータなどから調査・分析しています。

## 高浜市の人口の未来(将来人口の推計)



※人口の推計は、住民基本台帳（平成22年10月1日時点）の人口（各年10月1日時点）をベースに、平成24年～26年の3か年の転入転出の状況より「将来の純移動率」を独自に算出し、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計による①将来の生存率、②将来の子ども女性比、③将来の0～4歳性比を用いて推計しています。

- ◎全国の市町村の多くですすでに人口減少が始まっています。しかし、高浜市の人口のピークは今から25年後の2040年(平成52年)と推計されます。
- ◎20年後(平成47年)には、市民の4人に1人が65歳以上になると予想されます。
- ◎生産年齢人口(15～64歳)も15年後(平成42年)には減少に転じると見込まれ、増加するのは老年人口(65歳以上)のみとなっていきます。



《アシタのたかはま研究所 研究レポートは、市公式ホームページで公開しています。》

市では、避けることのできない高齢化を見据え、このような推計をもとに、将来の高浜市の姿について考え、市民の皆さんと認識を共有していくために「高浜市人口ビジョン」を策定し、その実現に向けた取組みをまとめた「高浜市総合戦略」を策定していきます。

問合せ先 アシタのたかはま研究所（国総合政策グループ内） ☎52-1111（内線332）



### 第6次高浜市総合計画推進会議③

## 目標達成状況の点検・確認を実施します!



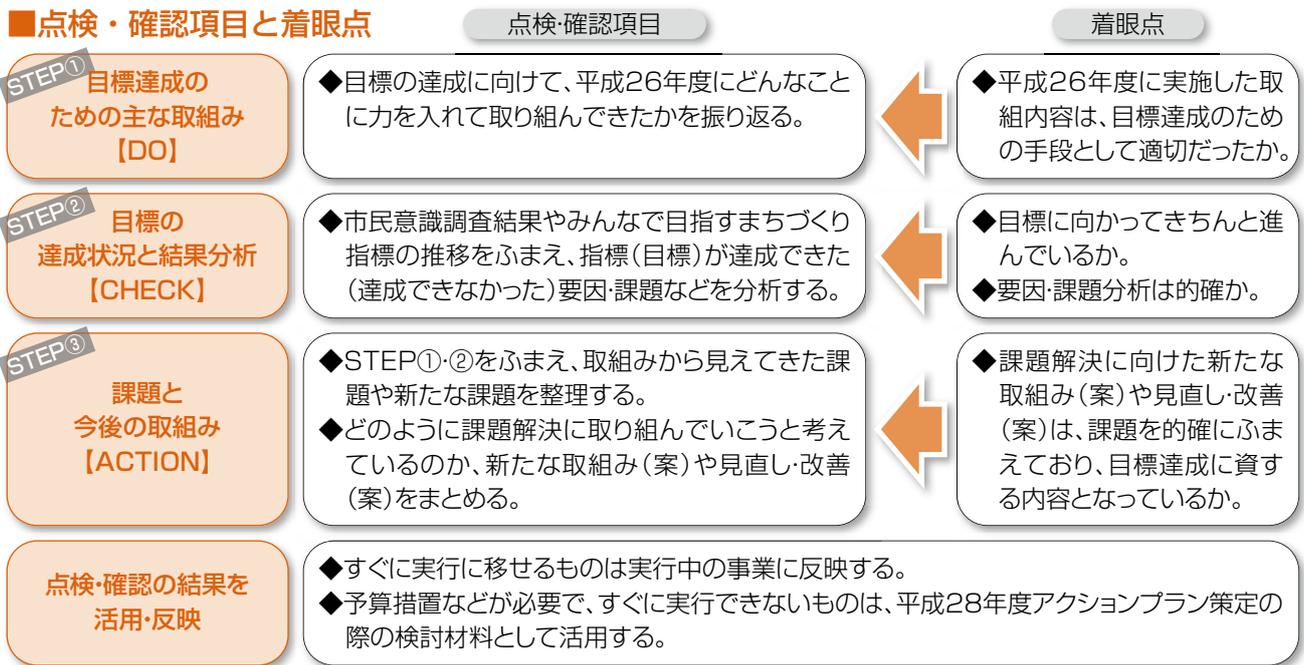
「こんなまちにしていこう!」といったまちづくりの目標や取組内容をまとめた中期基本計画(計画期間:平成26~29年度)を実効性のあるものとしていくためには、PDCAサイクル\*に基づき、目標の達成状況の点検・検証などを行っていくことが大切です。

第3回・第4回の総合計画推進会議では、中期基本計画に掲げる11目標について、行政がとりまとめた内部点検・確認結果を発表し、高浜市をよりよいまちにしていこうためにはどうしたらよいか、目標の達成に向けて改善すべき課題や今後の取組につながるアイデアなどについて、委員と意見交換を行う予定です。

点検・確認にあたっての着眼点、開催日程などについて紹介します。

\*PDCAサイクル:計画(Plan)し、実行(Do)し、その結果を評価・検証(Check)し、改善策や次の施策に活かしていく(Action)こと

### ■点検・確認項目と着眼点



### ■第3回・第4回総合計画推進会議の日程・内容〔予定〕

日程	内容(発表・意見交換を行う目標)
第3回 7月29日(水) 午後7時~8時30分	目標(6) 産業を活性化して、まちを元気にします 【産業・観光】 目標(7) みんなでまちをきれいにします 【環境美化】 目標(8) ハーモニーを奏でる快適な都市空間をつくります 【都市基盤】 目標(9) 安全・安心が実感できる地域づくりを進めます 【防犯・防災】 目標(10) 一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます 【地域福祉】 目標(11) 一人ひとりの元気と健康づくりを応援します 【健康】
第4回 8月5日(水) 午後7時~8時30分	目標(1) まちへの想いを育み、未来を切り開くチカラを高めます 【自治推進】 目標(2) 将来を見据えた計画的・効果的な財政運営を行います 【財政運営】 目標(3) 人と学びの輪を広げ、まちのチカラを育みます 【生涯学習】 目標(4) 学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます 【学校教育】 目標(5) 地域ぐるみで子育て・子育てを支えます 【子育て・子育て】

◆総合計画推進会議は傍聴可能です。

◆総合計画や総合計画推進会議の詳細内容は、市公式ホームページのトップページのバナー「第6次高浜市総合計画」をクリック!

# 8月から介護保険制度が変わります

## ○一定以上の所得がある方は、介護サービスの利用者負担割合が2割になります

介護サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、次の両方にあてはまる方は、8月利用分から2割になります。なお、市独自の介護サービスである「居宅介護支援券」（21ページ参照）、「住宅改修費補助」の利用者負担割合も、同様の割合となります。

- ①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上
- ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入とそのほかの合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

※要支援・要介護等の認定を受けている方には、7月中に、利用者負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

## ○低所得の施設利用者の食費・居住費負担軽減要件が変わります

施設サービス利用者の食費・居住費については、低所得の方（市民税非課税世帯）を対象に負担軽減を行っていましたが、8月からは、次の要件が追加されます。

- ①預貯金などの金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること
- ②配偶者が本人と別の世帯にいる場合は、その配偶者も市民税が非課税であること

※「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方には、7月中に申請の案内をします。

## ○高額介護サービス費の基準が変わります

介護サービスの利用者負担には、月々の負担の上限額があり、上限額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。

これまで、市民税課税世帯の方の上限額は、月額3万7,200円でしたが、同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合は、4万4,400円となります。

※ただし、同一世帯内の65歳以上の方の収入が、1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合は、申請により、3万7,200円となります。

※課税所得とは…

収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、所得控除などを差し引いた後の金額です。



問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871

# マイナンバーが通知されます

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



※通知カードのイメージ

## マイナンバー(個人番号)の通知カード

### ◎ 10月からマイナンバー(個人番号)が通知されます。

- 住民票を有するすべての方に1人1つの番号(12桁)が通知されます。
  - 住民票の住所に、マイナンバーの「通知カード(紙製)」が簡易書留で送付されます。
  - 簡易書留の中には、①通知カード、②説明書、③「個人番号カード」の申請書と返信用封筒の3点が同封されています。
  - 届いた通知カードは、紛失しないように大切に保管してください。(通知カードを紛失した場合の再交付は、手数料が必要になります。)
- ※通知を確実に受け取っていただくため、今の住まいと住民票の住所が異なる方は住所変更手続きをお願いします。
- ※住所変更の手続きについて、詳しくは市民窓口グループへお問い合わせください。

個人番号	○○○○○○○○○○○○○○
生年月日	○年○月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

※個人番号カードイメージ

## 個人番号カード

### ◎ さらに、希望する方は「個人番号カード」が取得できます。

- 「個人番号カード(ICチップ付き)」は、10月から申請することができます。平成28年1月から順次交付されます。
  - カードには、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・有効期限などが記載され、本人確認書類として利用できます。
  - 申請の手続きは、通知カードといっしょに送付された説明書に従い、「個人番号カード」申請書を返信用封筒にて返送してください。
- ※個人番号カードと住民基本台帳カードの重複所持はできません。また、個人番号カードを受け取るときに、通知カードも返納することになります。
- ※個人番号カードを紛失した場合の再交付は、手数料が必要になります。



表面



裏面

「個人番号カード」については、広報9月15日号で詳しく紹介します。

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111 (内線214・218)

名古屋海上保安部  
からのお知らせ

## 海で安全に楽しく遊ぶために

- 子どもからは、絶対に目を離さないでください!
- ボートに乗るとき、防波堤で魚釣りをするときは、大人も子どももライフジャケットを着用しましょう!
- 海が荒れているときは、海に近づかない!
- 連絡手段の確保! 防水パックなどに入れた携帯電話を持ちましょう!
- 海の事故は118番に電話速報!



問合せ先 名古屋海上保安部 ☎052-661-1615

# 総合検診・成人ドック・がん検診

平成27年度総合検診・成人ドック・がん検診を、検診実施医療機関で実施しています。

検診を受けて、病気の予防や早期発見につなげましょう。

**実施期間** 平成28年3月まで（休診日を除く。）

※保健福祉グループで「受診券」の交付を受けてから、実施医療機関に予約してください。

健診名	対 象	費 用	内 容
総合検診	20歳以上の市民 ※市内在勤も可	12,000円	一般住民健康診査の内容に追加し、視力・眼圧検査、聴力、腫瘍マーカー、ピロリ菌検査、腹部超音波検査、胃部X線直接撮影、便潜血検査、乳腺検診（女性）
成人ドック	20歳以上の市民	6,000円	一般住民健康診査の内容に追加し、視力・眼圧検査、胃部X線直接撮影、便潜血検査
乳腺検診	20歳以上の市民（女性）	1,300円	問診、視触診 マンモグラフィ検査
胃検診	40歳以上の市民	3,200円	胃部X線直接撮影
大腸検診	40歳以上の市民	800円	便潜血反応検査による2日間採便法
子宮（頸部）検診	20歳以上の市民（女性）	1,200円	問診、視診、細胞診および内診
骨粗しょう症検診	20歳以上の市民	1,000円	X線検査による骨密度測定
肺（喀痰）検診	40歳以上の市民 ※喫煙指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が600以上の方	1,000円	喀痰細胞診検査（3日間蓄痰実施）
前立腺がん検診	50歳以上の市民（男性）	1,000円	血液検査（PSA検査） ※健康診査とあわせて受診してください。
肝炎ウイルス検診	40歳以上 ※41歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検診を受診していない方および肝機能異常と指摘されたことのある方 ただし、40・45・50・55・60・65・70歳になる方には無料の受診券を個別で送付	600円 ※健康診査とあわせて実施しない場合は1,700円。70歳以上の方、生活保護世帯の方、平成27年度市民税非課税世帯の方は無料	B型・C型肝炎ウイルス検査 

各種検診を受診する前に、医療機関に予約をしてください。

○印が実施検査項目です。

（50音順）

各種検診実施医療機関一覧		総検・ドック	乳腺	胃	大腸	子宮	骨粗	肺	前立腺	肝炎
磯貝医院	☎53-0013				○			○	○	○
岩井内科クリニック	☎54-1019			○	○			○	○	○
岩月外科内科クリニック	☎53-3458			○	○			○	○	○
神谷整形外科	☎52-5221				○		○	○※1	○	○
きぬうら整形外科泌尿器科	☎54-5255						○	○※1	○	○
近藤医院	☎53-0029			○	○			○	○	○
泰生医院	☎52-1001			○	○			○	○	○
高浜愛レディースクリニック	☎54-5161				○	○				○
つばさクリニック	☎54-5283			○	○			○	○	○
寺尾内科小児科	☎53-0073			○	○			○	○	○
中田内科クリニック	☎54-0606			○	○			○	○	○
吉浜クリニック	☎52-5110			○	○			○	○	○
刈谷豊田総合病院高浜分院	☎52-8660（予約専用）	○	○	○	○	○※2	○	○	○	○

※1 胸部X線検査のみ実施

※2 総合健診または成人ドックを受ける方のみ追加検診として実施

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

## 国民健康保険

### 高齢受給者証・限度額適用認定証の更新時期です

#### 高齢受給者証 8月1日(土)から変わります

高齢受給者証は、70歳から74歳の方に交付されます。病院などの窓口で支払う一部負担金の割合が記載され、保険証とあわせて使用する証です。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(金)です。新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。(更新の手続きは必要ありません。)

8月1日(土)以降に病院を受診する場合は、新しい受給者証を提示してください。

※新しい受給者証は、薄だいたい色です。

#### ◆古い受給者証は返却してください

古い受給者証は、8月31日(月)までに郵送か、通知文に記載されている施設の回収箱または直接市民窓口グループへ返却してください。

#### 高額療養費の限度額適用認定証 有効期限は7月31日(金)です

手続きが必要です

70歳未満の方が通院・入院し、窓口での支払い額が高額になる場合は、限度額適用認定証を提示することにより、世帯ごとに定められた限度額までの支払いとなります。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日(金)です。

8月以降も必要な場合は、市民窓口グループで更新手続きをしてください。

**持ち物** 被保険者証、印鑑、交付済みの限度額適用認定証(更新の方のみ)

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、交付できません。

※交付には、平成26年中の所得の申告が必要です。

問合せ先 国市民窓口グループ 国民健康保険担当 ☎52-1111 (内線261・262)

## 後期高齢者医療

### 後期高齢者医療の保険証を更新します 有効期限は7月31日(金)です

◇現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。

※簡易書留郵便では、受け取る時に押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に表示してある問合せ電話番号で再配達依頼の依頼、もしくは直接受け取りに行ってください。

◇郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は市民窓口グループに返還されます。その場合は、市民窓口グループの窓口でお渡ししますので、印鑑と身分証明書と現在お持ちの保険証を持って来庁してください。

◇保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(土)以降に医療機関などで受診するときは、かならず新しい保険証を提示してください。

◇有効期限が経過した保険証は、市民窓口グループに返却、または、個人情報を読み取れないよう裁断して破棄してください。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成28年 7月31日
被保険者番号	12345678	性別	男
住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号		
氏名	広域 太郎		
生年月日	大正15年 7月26日	発効期日	平成20年 4月 1日
資格取得日	平成20年 4月 1日	交付日	平成27年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	39234000		
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合		

問合せ先 国市民窓口グループ 医療担当 ☎52-1111 (内線227)

# 福祉医療費助成制度を紹介します

福祉医療費助成制度は、次のとおりです。助成制度の対象と思われる方で、受給されていない場合は、問い合わせてください。なお、ここにあげた制度を利用するには、原則として受給者証の交付を受ける必要があります。

※助成内容は、平成27年4月1日現在のものです。

制度名	資格要件	所得制限	申請に必要な書類
未熟児養育医療制度	出生時の体重が2,000g以下であるなどの状態にあって医師が入院養育を必要と認めた子ども（未熟児など）に対して入院中の自己負担分を助成します。 退院すると申請ができませんので、かならず入院中に申請してください。	あり ※詳しくは問い合わせてください。	①申請書・世帯調書 ②養育医療意見書 ③世帯の所得を証明するもの ④子どもの健康保険被保険者証 ⑤印鑑
子ども医療費助成制度	出生日から中学校卒業までの子どもの通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※中学校卒業とは、15歳到達の年度末までのことをいいます。	なし	①子どもの健康保険被保険者証 ②印鑑
母子家庭等医療費助成制度	母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父、もしくは父母のいない18歳未満の子に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※18歳未満児童とは、18歳到達の年度末までの児童のことをいいます。	児童扶養手当の所得制限以内の方 ※所得に養育費の8割を合算	①健康保険被保険者証 ②印鑑
障害者医療費助成制度	次の方に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア) 身体障害者手帳1～3級の方 (イ) 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (ウ) 療育手帳AまたはB判定（IQ50以下）を受けた方 (エ) 自閉症状群（高機能自閉症、アスペルガー症候群も含む。）と診断を受けた方	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③身体障害者手帳、療育手帳など ④(エ) 自閉症の診断経験を有する医師による診断書
精神障害者医療費助成制度	次の方に医療費の助成をします。 (ア) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の全額 (イ) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳3級の方および手帳を所持していない方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の1/2の額 ※申請した方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要です。 (ウ) 障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方 ・指定医療機関に受診した場合の保険診療における自己負担金額の全額	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③(ア) 精神障害者保健福祉手帳 (イ) 精神科医師による診断書 (ウ) 自立支援医療受給者証 ※手帳所持の方 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
後期高齢者福祉医療費助成制度	高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる方のうち、次のいずれかに該当する方は、保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア) 障害者医療、精神障害者医療および母子家庭等医療に該当する高齢者 (イ) 公費負担医療受給資格要件該当者 ・精神障害者：精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 ・結核患者：感染症予防法第19条の規定による命令入院患者と同法第20条により命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ) 戦傷病者手帳を保持している高齢者 (エ) 市町村民税非課税世帯であり、下記のいずれかに該当する高齢者 ・ねたきり、または、重度・中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3か月以上継続している方 ・ひとり暮らしの方	(ア)のうち障害者医療、精神障害者医療は所得制限なし  (ア)の方のうち母子家庭等医療は、所得制限あり  (イ)・(ウ)は所得制限なし	①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑 ③(ア) 障害者医療、精神障害者医療費助成制度欄参照 (ウ) 戦傷病者手帳 (エ) 要件によって異なるため問い合わせてください。

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111 (内線227・217)

# 地域で見守る子育て!子育て!

## ～育児で気になることはありませんか?～

子育てをしていると、いろいろなことが気になりますよね。身近に話ができる人がおらず、日中おさんと2人で過ごしていると、気が滅入ってしまうということもあるのではないのでしょうか。そんなとき、保健師や保育士に相談したり、お母さん同士で話をすると、気分がすっきりしますよ。

市では、地区担当保健師（マイ保健師）が子育て支援センターに出向き、育児相談を行っています。身近な話題を取りあげてミニ講話をしたり、日ごろの育児で気になることを気軽に相談することができ、少人数でゆったりと過ごせる場になっています。

	内容	開催日程	場所
のびのび 育児相談	親子遊び、ミニ講話、計測、相談 ※助産師もいます。	毎月第1木曜日 午前10時30分 ～11時30分	吉浜児童センター
	親子遊び、ミニ講話、計測、相談 ※手形・足型スタンプができます。	毎月第4金曜日 午前10時30分 ～11時30分	東海児童センター
ひよこタイム	ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、ミニ講話、計測、相談 ※お子さんの月齢にあった遊びを教えてください。	毎月第1金曜日 午前10時30分 ～11時15分	翼幼保園子育て支援センター
双子の会	座談会 ※更生保護女性会の方がお子さんと遊んでくれている間、お母さん同士でゆっくりと話すことができます。	毎月第3金曜日 午前10時30分 ～11時30分	翼幼保園子育て支援センター

※日程は変更になる場合がありますので、問い合わせてください。

**気分転換に、足を運んでみてください!**

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871



## タカハマ物語2

心のツバサ

### この夏いよいよ本格撮影開始!

7月25日(土)開催の「市民レガッタ」を皮切りに、市内のさまざまな場所で撮影を行います。エキストラやサポートスタッフも募集中! スケジュールなど、詳しくは広報8月1日号で紹介します。また、公式フェイスブックなどでもホットな話題を紹介しています。みんなでつくる市民映画「タカハマ物語2」、ぜひ参加してください!



タカハマ物語2  
公式Facebook



タカハマ物語2 ホームページ  
<http://takahamamonogatari.com/>



タカハマ 青春  
ラジオ物語 “せしゅんは おわらない”  
毎週月曜日21時～22時  
Pitch FM83.8にて放送(内容は月替)

問合せ先 きずな実行委員会事務局 文化スポーツグループ E-mail: [bunka@city.takahama.lg.jp](mailto:bunka@city.takahama.lg.jp) ☎52-1111 (内線331)

# 8月の 児童センター

■東海児童センター ☎52-5126  
 ■中央児童センター ☎52-3014  
 ■吉浜児童センター ☎52-1019  
 ■翼児童センター ☎54-2833

■開館日 月曜日～土曜日 ■開館時間 午前9時～正午・午後1時～5時 ■休館日 日曜日・祝日・年末年始

## 児童センター行事

参加希望者は各児童センターへ直接申込(申込受付は午前9時～。定員になりしだい締切)

### ■東海児童センター

行事名	日時	時間	内容	対象	定員	参加費	申込期間
科学実験	8/1(土)	10:00 ～11:30	生クリームを振ると何ができるかな?	小学生	10人	100円	7/18(土) ～24(金)
工作教室	8/5(水) ・6(木)	10:00 ～11:30	トイレットペーパーの芯を使って『によろによろへび』を作ろう。	小学生	20人	無料	

### ■中央児童センター

行事名	日時	時間	内容	対象	定員	参加費	申込期間
手芸教室	8/4(火)	10:00 ～12:00	ミシンでペタンコポーチを作ろう。	小学生	10人	100円	7/18(土) ～24(金)
木工教室	8/6(木)	10:30 ～12:00	小物入れを作ろう。	小学生	10人	200円	

### ■吉浜児童センター

行事名	日時	時間	内容	対象	定員	参加費	申込期間
牛乳パックハウス作り	8/3(月) ～5(水)	14:00 ～15:30	牛乳パックを使って大きな家を作ろう。	小学生	なし	無料	なし
水あそび	8/8(土)	10:30 ～11:30	水浴びや水鉄砲で遊ぼう。 ※着替え持参	小学生	なし	無料	なし
写真立て作り	8/8(土)	13:30 ～15:00	貝がらを使って写真立てを作ろう。	小学生	10人	100円	7/18(土) ～24(金)

### ■翼児童センター

行事名	日時	時間	内容	対象	定員	参加費	申込期間
翼児童センターの看板を作ろう	8/5(水) ～7(金) ※1日のみの参加可	13:30 ～15:00	ペットボトルのキャップを使って翼児童センターの看板を作ろう。	小学生	なし	無料	7/18(土) ～24(金)

## 【予防接種】

対 象 者：接種時点で高浜市に住民票がある方

接種場所：市内実施医療機関（詳細は各予防接種の案内文で確認してください。）

持 ち 物：母子健康手帳、接種する予診票、健康保険証、子ども医療費受給者証※母子健康手帳はかならず持参してください。

接種期間：通年

そ の 他：市内実施医療機関に電話予約をして接種してください。転入した方は、連絡してください。

<予防接種の広域化について> かかりつけ医が高浜市外にある場合など、定期予防接種が県内の医療機関で受けることができるようになりました。詳しくは保健福祉グループに問い合わせてください。

定期予防接種種別		対象年齢	備 考
B C G	1回	1歳に至るまでの児	※生後5か月に達したときから生後8か月に達するまでの期間を標準的な接種期間とします。
4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	初回3回 追加1回	生後3か月～7歳6か月に至るまでの児 ※追加接種は、初回接種(3回)終了後、1年～1年6か月後に接種	
M R (麻しん・風しん混合)	1期	1歳～2歳に至るまでの児	※1歳の誕生日を迎えたら、優先的に接種しましょう。
	2期	年長に相当する年齢の方 (平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ)	※接種期間:平成27年4月～平成28年3月 ※なるべく早く受けてください。
DT(ジフテリア・破傷風混合)	2期	小学6年生(平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ)	※接種期間:平成27年4月～平成28年3月 ※なるべく早く受けてください。
日本脳炎	1期 初回2回 追加1回	3歳～7歳6か月に至るまでの児 ※追加接種は、初回接種(2回)終了後おおむね1年後に接種	※3歳になるお子さんについて、接種の積極的勧奨を行っています。 ※平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方で第2期が未接種の方へ積極的勧奨を行います。 ※積極的勧奨以外の対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ)は、希望があれば接種できます。
	2期	1回	9歳以上13歳未満の方
ヒブワクチン (インフルエンザ菌b型)	初回開始月齢に応じ接種回数が異なる	生後2か月～5歳に至るまでの児	※開始が生後2か月～生後7か月に至るまでの場合：初回3回(1歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が生後7か月に至った日の翌日～1歳に至るまでの場合：初回2回(1歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が1歳に至った日の翌日～5歳に至るまでの場合：1回
小児用肺炎球菌ワクチン			※開始が生後2か月～生後7か月に至るまでの場合：初回3回(2歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が生後7か月に至った日の翌日～1歳に至るまでの場合：初回2回(2歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が1歳に至った日の翌日～2歳に至るまでの場合：2回 ※開始が2歳に至った日の翌日～5歳に至るまでの場合：1回
水痘ワクチン	2回	1歳～3歳に至るまでの児	※水痘にかかったことがある場合は対象外 ※任意接種で受けた回数は定期接種として受けた回数に含まれません。
子宮頸がん予防ワクチン	厚生労働省より平成25年6月14日付けで「子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。」と勧告がありました。接種に当たっては、有効性とリスクを理解したうえで受けてください。		

## 【衣浦東部保健所行事】

問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場：衣浦東部保健所

種 別	日 程	実施時間	内 容	備 考
栄養相談	12日(水)	9:00～11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	衣浦東部保健所へ電話予約
こころの健康医師相談(精神科医師)	5日(水)	14:00～16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	
骨髄バンクドナー登録	毎週火曜	9:00～11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳～54歳の健康な方	予約不要
エイズ抗体検査	毎週火曜 第1・3月曜	9:00～11:00 18:00～19:00	匿名で検査ができます。	

27年8月の

# 保健ガイド



こらた  
鶴野 煌大くん(論地町)



みなと  
正水 南湊くん(稗田町)

各健診の受付時間はか  
ならず守ってください。  
受付時間を過ぎた場合  
は、次回の健診の受診  
となります。

問合せ・相談は  
いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871  
\*年間スケジュールは高浜市公式ホームページに掲載しています。

**お知らせ**

- ・乳幼児健診・相談などは、受付時間の10分前に開場します。
- ・駐車場は三河高浜駅西立体駐車場を利用してください。駐車券をお渡しします。

**【乳幼児・妊婦】**

★印については、個別通知をします。

会場：いきいき広場(パパママ教室を除く。)

種別	日程	受付時間	対象	持ち物	備考
4か月児健診 離乳食講習	28日(金)	12:00 ~13:30	★平成27年4月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・バスタオル	図書館より絵本の紹介と貸出しを します。パパ向けに「パパさろん」 を行っています。
1歳6か月児健診 フッ化物歯面塗布	26日(水)		★平成26年1月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてきてくださ い。 ※フッ化物歯面塗布は、希望児の み実施(料金 300円)
2歳児・2歳6か 月児歯科健診、フ ッ化物歯面塗布	7日(金)		(2歳児) ★平成25年7月生まれ (2歳6か月児) 平成25年1月生まれ	・母子健康手帳 ・歯ブラシ	
3歳児健診	5日(水)		★平成24年7月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてきてくださ い。
5歳児健診	19日(水)	対象者に通知		※手鏡、コップ、タオ ル(5歳児のみ)	
ちびっこ相談	21日(金)	9:30 ~10:30	0歳~就学前のお子さん とその家族		※歯科相談を希望の方は歯ブラシ を持参
発達相談	17日(月)	要予約	就学前のお子さんとその 家族	・母子健康手帳	希望する方は保健福祉グループへ 問い合わせてください。
言語相談	27日(木)	要予約	就学前のお子さんとその 家族		
ママプチさろん	12日(水)	9:50 ~10:00	妊娠した方	・母子健康手帳 ・母子健康手帳副読本	※保健福祉グループへ電話予約
パパママ教室	22日(土)	9:00 ~9:15	パパママになる方	・母子健康手帳 ・筆記用具	会場：ひかりこども園子育て支援 センター ※保健福祉グループへ電話予約
こんにちは!あか ちゃん訪問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃ んのいるすべての家庭 (里帰り出産者も可)	・母子健康手帳 ・タオル	留守番電話に伝言が残っていた 方、里帰り中で市内に不在の方は 連絡してください。
母子健康手帳交付	10日(月) 24日(月)	初産婦 8:50 ~9:20 経産婦 9:30 ~10:00	妊娠した方とその家族 ※妊娠に気づいたら早め に医療機関を受診しま しょう。	・医療機関などで妊娠 届出書を受け取った 方は持参 ・外国籍の方は在留カ ード(外国人登録証 明書)などを持参	※予約不要 ※初産婦さんは9:30~10:00に プレママ教室があります。 ※日程の都合の悪い方は保健福祉 グループへ連絡 ※できるだけ妊娠11週までに届 出をしましょう。

**【成人】**

会場：いきいき広場

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	18日(火)	13:30~ 15:30	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの予防を目的とした、管理栄養士による食生活や栄養面に関する相談(1人30分程度)	※保健福祉グループへ電話予約

アルツハイマー病は発症の10年ほど前から脳の記憶をつかさどる「海馬」と呼ばれる領域の神経細胞が死に、脳が委縮し始めます。その結果、認知機能が低下し、発症します。

これは脳内にアミロイドβというタンパク質が蓄積し、老人斑というシミを形成することが原因です。このタンパク質の蓄積は発症の約20年前、40代ごろから始まると言われており、正常な脳にも存在するものです。しかし、アルツハイマー型の場合はこのタンパク質が多量に沈着し、老人斑を形成します。そして神経が変性し神経細胞ネットワークが崩壊し発症します。

なぜこのタンパク質ができるのか、明らかな原因はまだわかっていませんが、その発生の最大要因は「加齢」であり「生活習慣」が大きく影響しているといわれています。

ある研究者は、この老人斑を肌に現れるシミやシワと同じだといいます。時間と共に自然に表れるもの。歳を重ねるごとに、自然に肌だけでなく身体機能、運動機能なども衰えます。長寿社会において、加齢や生活習慣によるみずからの変化を「ケア」することは、健康で長生きを実現させるために必要なことです。

シミやシワと同じように、認知症も「ケア」方法の研究が進んでいます。

市では、今年度60歳以上の方を対象に「脳とからだの健康チェック」を行います。これは認知症かどうかの診断をする健診ではなく、皆さんの認知機能や身体機能が同年代の平均と比べてどうか、ということがわかります。認知機能は歳とともに低下しますが、年齢相当以上に低下する人は生活習慣の改善や予防活動をお勧めします。自分の今の状態を知ることが、エイジングケアの第一歩です。

認知症についての相談  
はこちらへ

いきいき広場内福祉まるごと相談グループ

認知症介護相談(認知症の人と家族の会) 平日 月～金曜日 10時～16時

☎52-9610

☎0562-31-1911

## 8月の 休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00～12:00、13:30～17:00

2日	おかべ歯科眼科クリニック【医科】	向山町	☎52-7775
9日	近藤医院	屋敷町	☎53-0029
16日	泰生医院	青木町	☎52-1001
23日	寺尾内科小児科	小池町	☎53-0073
30日	増田耳鼻いんこう科医院	沢渡町	☎52-3030

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00～12:00

2日	鈴木歯科医院	青木町	☎53-0761
9日	杉浦歯科医院	呉竹町	☎52-5000
16日	かじかわ歯科	湯山町	☎52-6456
23日	グリーン歯科	屋敷町	☎53-1515
30日	しずま歯科クリニック	沢渡町	☎91-8838

都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、

救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)に問い合わせてください。

# あぶない! あなたに忍び寄るサイレントキラー?!

## 糖尿病とは

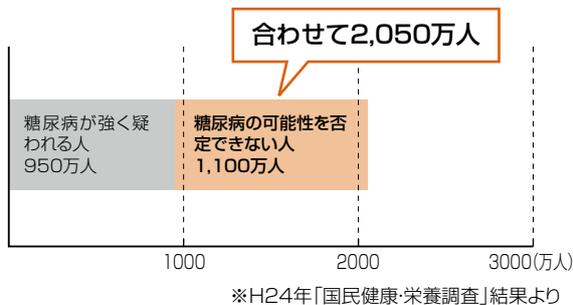
糖尿病とは、インスリンというホルモンの不足や働きが鈍くなることによって、慢性的に血液中のブドウ糖濃度（血糖値）が高くなる病気です。自覚症状がないことから『サイレントキラー』と呼ばれています。

糖尿病は、インスリン分泌が著しく低下するⅠ型糖尿病と、他の病気によっておこる糖尿病、また、生活習慣によってインスリンの働きが悪くなるⅡ型糖尿病があり、日本では、Ⅱ型が95%以上を占めています。

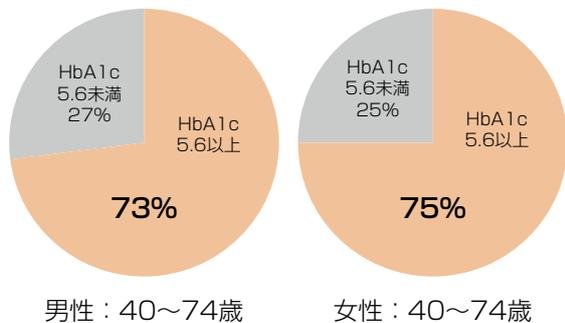
### 高浜市の現状

糖尿病を疑われる人は、全国で2,050万人。市では、平成25年度特定健診を受けた人の約7割がHbA1c要指導レベルでした。

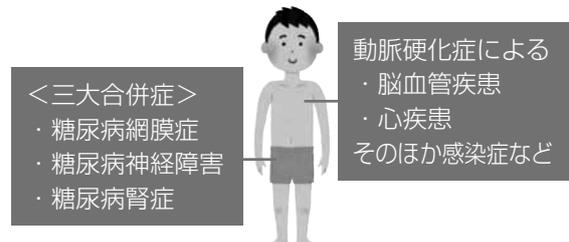
※HbA1c：過去1～2か月の血糖値の平均。  
5.6以上が要指導



### 平成25年度高浜市の性別HbA1c5.6以上の割合



### 放置するとどうなるの？



高血糖が続くことで、血管や神経は傷つき、弱くもろくなります。それにより、全身にさまざまな障がいがおき、死亡の原因となることもあります。

### 受けておきたい関連検査項目

血液検査	★空腹時血糖値	血液中のブドウ糖の濃度 検査前の食事に影響される 正常値：100未満
	★HbA1c	1～2か月の血糖値の平均的な状態 正常値：5.6未満
尿検査	尿中のブドウ糖をはかる 糖尿病にかならず尿糖があるわけではない	
眼底検査	眼底の血管状況を撮影し、目的の一つとして動脈硬化の指標とします	

## Ⅱ型糖尿病の原因は？

以下のような生活の悪習慣に関連があります。

※そのほか、遺伝的要因などもあります

### 食べすぎ・不規則な食事時間

カロリーのとりすぎや、不適切な食習慣は、血糖値を上げる原因となります。



8月15日号にて掲載予定

### 運動不足

運動によりエネルギーを消費するほか、インスリン感受性が高まり、血糖値がコントロールできます。



9月15日号にて掲載予定

### アルコール・タバコ

タバコは、インスリン作用を低下させたり、血管を傷つけたりします。アルコールは血糖コントロールを乱します。またアルコールはカロリー、糖質の高いものがあり適量を守る必要があります。

# 土・日曜日にも印鑑登録を行っています

印鑑証明は、不動産の登記や自動車登録のほか権利義務の発生や変更などに必要で、たいへん重要な書類です。そのため、印鑑の登録や証明書の発行に際し、本人確認の手続きなどが厳格になっています。

あなたの大切な財産を守るために必要な手続きですので、ご理解をお願いします。

※印鑑登録は、土・日曜日（午前8時30分～午後0時15分）も市役所1階にて行っています。

注）年末年始（12月29日～1月3日）と祝日（土・日曜日以外）は休みです。

**申請資格** 市内在住の15歳以上の方

※登録できる印鑑は1人1個かぎり

**登録できない印鑑**

- ・氏名に関係ない文字がある印鑑
- ・家族の中でほかの方が登録に使用している印鑑
- ・欠けていたり、すりへっている印鑑
- ・ゴム印
- ・一辺の長さが8mmの正方形に収まる印鑑
- ・一辺の長さが25mmの正方形に収まらない印鑑

**手数料** ・印鑑登録手数料…1件 50円  
・印鑑登録証明書…1通200円

**登録方法** 登録する印鑑をかならず持参してください。  
登録手続は下図参照

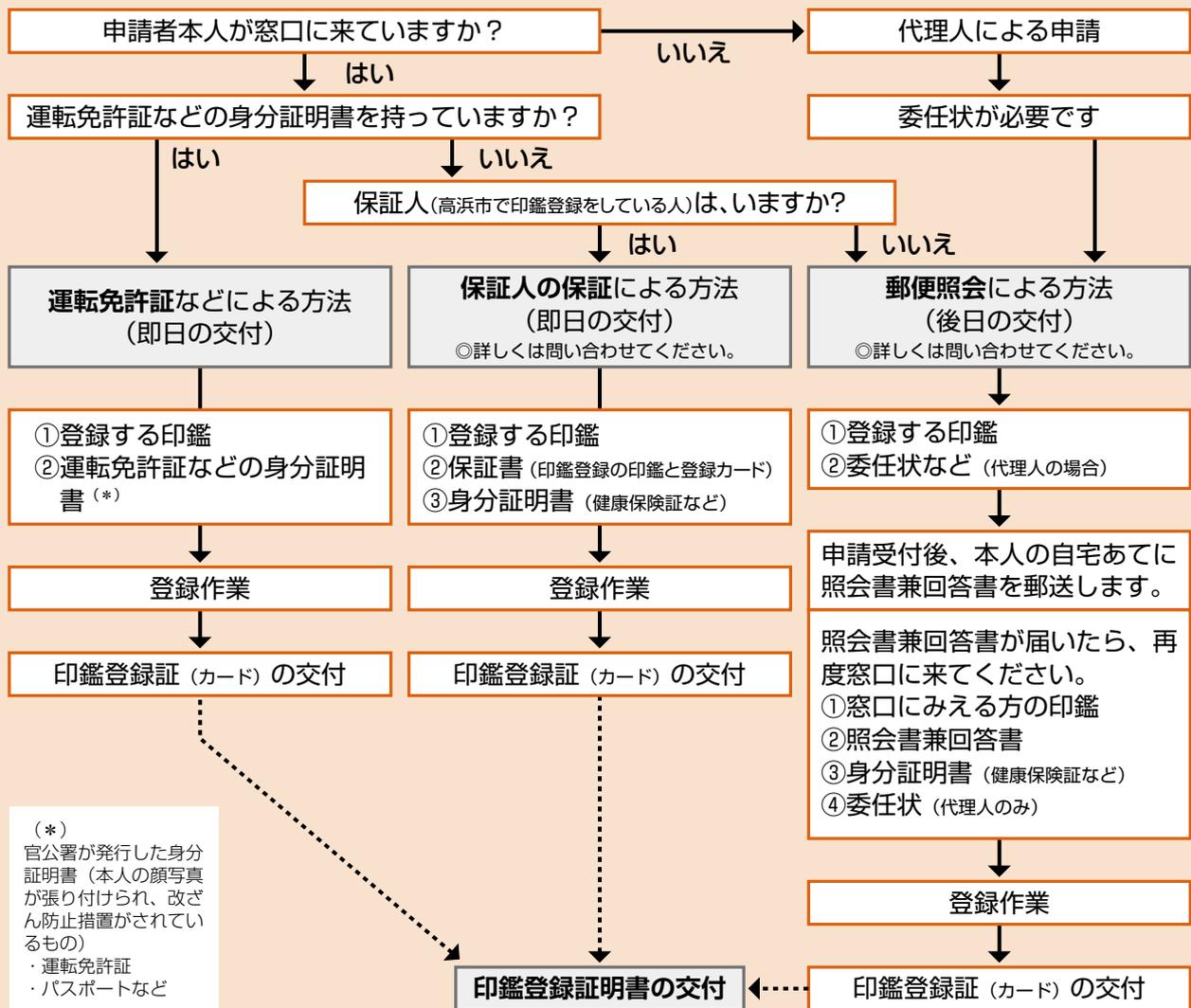
**登録窓口** 市役所1階市民窓口グループ（⑦番窓口）

**登録日時** 平日（祝日と重ならない月～金曜日）

午前8時30分～午後5時15分

土・日曜日 午前8時30分～午後0時15分

## <印鑑登録の方法>



(\*)  
官公署が発行した身分証明書（本人の顔写真が張り付けられ、改ざん防止措置がされているもの）  
・運転免許証  
・パスポートなど

詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線214・218）

# 道路交通法が改正されました

6月1日より、危険な運転行為を繰り返す自転車の運転者には、交通違反切符を交付し、安全講習の受講が義務づけられました。子どもでも14歳以上は対象となります。

危険な運転行為とは、たとえば「信号無視」「一時不停止」「遮断踏切立ち入り」「酒酔い運転」などの下表14項目の違反をさします。これらの違反を3年以内に2回以上繰り返す自転車利用者に講習の受講を義務づけ、未受講者は5万円以下の罰金刑が適用されます。（※6月1日以降の違反行為が対象となります。）

## ◆自転車運転者講習の対象となる危険行為

①	信号の指示を無視すること
②	道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
③	歩道を徐行せずに通ること
④	自転車専用レーンの枠外を通ること
⑤	歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
⑥	閉じようとしている、または、閉じている踏切内への立ち入り
⑦	交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
⑧	交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
⑨	右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
⑩	一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
⑪	歩道で歩行者の通行を妨げること
⑫	ブレーキがきかない、または、壊れた自転車の運転
⑬	お酒を飲んでの自転車運転
⑭	前方不注意などのさまざまな行為



問合せ先 圃都市防災グループ ☎52-1111（内線284）

## 碧南警察署からのお知らせ

### 8月1日(土)～10日(月)は、夏の安全なまちづくり県民運動です

「犯罪にあわない」「犯罪をおこさせない」「犯罪を見逃さない」の3N(ない)をスローガンにした県民総ぐるみ運動を展開し、県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の減少をめざします。

犯罪のない安全で住みよい地域社会をつくるには、「自分の身は自分で守る」「犯罪のおきにくい地域社会を自分たちの力でつくる」という気持ち大切です。この運動の機会に、もう一度、自分の身のまわりの防犯について考え、家庭や地域で話し合ってみましょう。

＜運動重点＞ ①住宅を対象とした侵入盗の防止 ②子どもと女性の犯罪被害防止  
③自動車盗の防止 ④特殊詐欺の被害防止



問合せ先 碧南警察署 地域課 ☎46-0110

# 情報 ファイル

Information  
File

## 国保

**国民健康保険の届出を忘れずに**

加入するとき・やめるときは14日以内に届出を

国民健康保険（国保）には、職場の健康保険や、後期高齢者医療制度などに加入している方を除く、すべての方が加入します。

### ◆加入するとき

・職場を退職したとき（定年退職を含む。）

・家族の勤める会社の健康保険の被扶養者から外れたとき

・高浜市に転入したとき（注）

・子どもが生まれたとき（注）

・生活保護を受けなくなったとき

（注）職場の健康保険に加入している方や、その被扶養者の方は除く。

### ◆やめるとき

・職場の健康保険に加入したとき（被扶養者を含む。）

・高浜市から他の市町村へ転出したとき

・死亡したとき

・生活保護を受けはじめたとき

### ◆その他に届出が必要なもの

・市内で住所が変わったとき

・世帯主が変わったとき

・世帯を分けたり、合併したとき

**手続きは、かならず14日以内に行ってください**

加入の届出が遅れると、保険料は加入の資格を得た月（例／会社を辞めた月、高浜市へ転入した月など）までさかのぼっておさめなければなりません。その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

また、やめる届出が遅れると、保険料（税）が二重払い（国保と新しい健康保険）になってしまつこともあります。

\* \* \*

※印鑑と本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）は

すべての届出に必要です。

※そのほか、届出に必要なもの

など、詳しくは問い合わせ

ください。

※保険証をなくしたり、破損したときは、再発行の手続きを

お願いします。

### 問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-1111（内線261・262）

## 固定資産税・都市計画税第2期の納期限は

# 7月31日(金)です

～かならず納期限内に納めましょう～

### ☝納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

### 口座振替申込

**申込先** 金融機関もしくは困税務グループ

**持ち物** 通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

### 問合せ先

困税務グループ

☎52-1111（内線244・245・258）

※口座振替は（内線241・243・259）へ

## 相談

司法書士会による  
無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記についての相談会を開催します。

とき 8月1日(土)

午前9時～11時

ところ 市役所1階相談室

申込方法 7月29日(水)午後4時

までにかかわらず電話で予約  
※予約のない方は受けられません。  
予約先  
愛知県司法書士会西三河支部  
所属予約担当司法書士  
浅岡洋隆事務所  
☎52-8471



# 介護

居宅介護支援券  
8月1日(土)より利用開始



「居宅介護支援券」は、在宅での日常生活や介護予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止を支援するためのものです。

## 利用できるサービス

- ・介護用品（紙パンツ、尿とりパット）
  - ・美容美容サービス
  - ・社会福祉協議会の移送サービス、家事援助サービス
  - ・シルバー人材センターの家事援助事業
  - ・いきいき号乗車チケットの購入
  - ・寝具洗濯乾燥サービス
- ※平成27年度からの新規対象用品など
- ・口腔ケア介護用品（商品名に

口腔ケアおよび介護用と明記されているものにかぎる。）  
・じよくそう処置のための用品（ガーゼ・フィルム材・固定用テープ）

・市内介護予防拠点施設（宅老所・IT工房くりつく・あかおにどん）の利用料（※ただし、昼食代・材料費は除く。）

## 対象者

- ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者

※ただし、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床）や養護老人ホームまたは病院に3か月以上入所・入院している方は対象外

## 申請方法

対象者には7月下旬に申請書を送付します。利用を希望する場合は、申請書と介護保険負担割合証、自己負担費用を持参し、いきいき広場内介護保険・障がいグループで申請してください。

※自己負担費用は、これまで一律1割でしたが、制度改正をふまえ、「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合となります。

支援券利用開始日 8月1日(土)  
申込・問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ  
☎5219871

# 障がい

「心の輪を広げる体験作文」  
「障害者週間のポスター」募集

## ○心の輪を広げる体験作文

募集テーマ 「出会い、ふれあい、心の輪―障がいのある人となし人との心のふれあい体験を広げよう―」（障がいのある方となし方との心のふれあいの体験を綴ったもの）

※題名は自由

部門 小学生部門、中学生部門

および高校生・一般部門の3部門（特別支援学校の小学部、中学部および高等部の児童生徒を含む。）

※応募作品は未発表のもの一編にかぎる。

様式 400字詰原稿用紙（B4判縦書き）を使用

・小学生、中学生部門は2〜4枚程度  
・高校生・一般部門は4〜6枚程度

○障害者週間のポスター

募集テーマ 「障がいの有無にかかわらず誰もが能力を發揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

※高齢者や子育て中の人なども含め、みんながお互いの違いを認め、支え合う社会について描くことも可

部門 小学生、中学生の2部門

（特別支援学校の小・中学部の児童生徒を含む。）

※応募作品は未発表のもの1点にかぎる。

様式 B3判または四つ切画用紙を縦長に使用

※彩色・画材は自由

※小さい作品は、B3判または四つ切の台紙に貼りつけ

※小学生部門は、標語そのほかの文字を入れないでください。

※中学生部門で、標語そのほかの文字を入れる場合、「12月3日〜9日は障害者週間」の標語は使用不可

応募方法 住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業または学校名（学年）、電話・FAX番号、障がいの有無・程度、そのほか参考となる事項を書いた用紙を応募作品に添付してください。

応募期限 9月4日(金)（必着）

応募・問合せ先

愛知県健康福祉部障害福祉課

☎052195416294  
FAX 052195416920  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

## 愛知県障害者委託訓練

クローバー ココロとカラダをトレーニング！  
コミュニケーション能力習得コース

とき 10月6日(火)〜12月1日(火)の毎週月・火・水曜日

午前9時〜午後0時15分

ところ 発達支援教室クローバー（知立市西2丁目3番地23）

## 内容

・就職の際に直面するさまざまな場面に対応できる力の習得  
・就労生活における心身の健康のセルフケア方法の習得

対象 障害者手帳所持者（精神障がい、発達障がいの方）

定員 15人（面接で選考）

受講料 無料

申込方法 9月8日(火)までにハローワーク刈谷（刈谷公共職業安定所）へ申込

※求職登録が必要  
申込・問合せ先  
ハローワーク刈谷  
☎2115001

平成27年8月 し尿収集作業日程表

月 日	曜日	区 域	月 日	曜日	区 域
8月1日	土		17日	月	二池町
2日	日		18日	火	芳川町、碧海町
3日	月	青木町	19日	水	田戸町
4日	火	青木町	20日	木	本郷町
5日	水	春日町	21日	金	呉竹町
6日	木		22日	土	
7日	金	湯山町、神明町、沢渡町	23日	日	
8日	土		24日	月	呉竹町、屋敷町
9日	日		25日	火	屋敷町
10日	月		26日	水	向山町
11日	火	稗田町	27日	木	向山町、小池町
12日	水	二池町	28日	金	小池町、新田町、八幡町
13日	木	} 処理場修理のため収集 できません。	29日	土	
14日	金		30日	日	
15日	土		31日	月	論地町、清水町
16日	日				

8月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

8月のし尿収集



し尿

作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。  
連絡先(収集業者)  
高浜衛生(株)  
☎53-0516

問合せ先

☎52-1111 (内線263)  
困市民生活グループ

情報ファイル

催し・募集

入札

小規模工事などの参加登録申請

建設業の許可を受けていないなどの理由により、高浜市入札参加資格審査申請(建設工事)をすることができない方を対象に、市が発注する小規模工事など(1件の金額が50万円以下の工事および修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもの)の契約を希望する方の登録の受付を行っています。

登録できる方

次の要件をすべて満たしている方

- ① 高浜市内に主たる事業所(本社・本店)を有する方
  - ② 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方ではない方
  - ③ 希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方
  - ④ 国税、都道府県税および市税の滞納がない方
- 対象となる業種の例**
- 土木造園関係 道路構造物、舗装、遊具、樹木植栽など
  - 建築関係 ガラス、サッシ、建具、壁、床、板金、瓦屋根、塗装など

- 設備関係 電気、配線、照明、空調、水道など

物品・その他委託に係る競争入札(見積競争)の参加登録申請

市が発注する一定額を超える物品・その他委託(1件の金額が物品については80万円超、その他委託については50万円超)に係る競争入札に参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請を行う必要があります。また、一定金額以下の見積競争の場合も原則として、入札参加資格審査申請を行った方の中から業者選定が行われます。

登録できる方

次の要件をすべて満たしている方

- ① 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方ではない方
  - ② 希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方
  - ③ 国税、都道府県税および市税の滞納がない方
- 対象となる業種の例**
- 物品購入 印刷、機械器具、文房具・事務用機器など
  - 業務委託 建物等各種施設管理、機械設備保守点検など
  - 物件借入 リース・レンタルなど

\*\*\*\*\*

登録申請の方法 「小規模工事」および「物品・その他委託に係る競争入札」ともに電子申請(あいち電子調達共同システム(物品等))により、登録の申請を行ってください。

**受付期間** 随時受付中(登録有効期間は、平成28年3月31日まで)  
※詳しくは市公式ホームページ参照

問合せ先

☎52-1111 (内線312)  
困財務グループ



人も、会社も、もっと元気に!

**中退共** CHU TAI 共 K Y O  
小企業 職金 済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ  
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

# 幼稚園・保育園

**登録幼稚園教諭・保育士募集**

持っている資格を活かし、子どもといっしょに充実した毎日を過ごしませんか。  
**申込・問合せ先**

☎ 子育て育成グループ  
 ☎ 5211111 (内線315)

職種	人員・勤務時間	資格	勤務先
保育所 保育士	フルタイム (7時間45分)	要	市内公立 保育園
	パートタイム (下記のいずれかの時間帯のうち、2~6時間) 早朝：午前7時30分~9時30分 夕方：午後3時30分~6時 土曜：正午~午後6時 土曜：午後0時15分~6時15分	不問 ※資格がない場合は保育補助者となります。	
幼稚園 教諭	フルタイム (7時間45分)	要	市内公立 幼稚園
	パートタイム (午前8時30分~午後2時45分のうち、3.5~6時間)	要	

# 消防

**点検していますか？  
住宅用火災警報器**



**【警報器の作動例】**  
 火をつけたガスコンロにフライパンをかけたまま放置、外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動。近所の住民がそれに気づき、119番通報したため、火災に至りませんでした。

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられて10年が経過しようとしています。取付後も、いざというときに故障や電池切れのないよう、定期的に作動確認(垂れているひもを引くかボタンを押せばOK)をしましょう。  
 また、10年を経過した住宅用

火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感じしなくなる可能性があるため、交換をおすすめします。  
 まだ、取り付けていない家庭は、大切な命を守るために、1日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

**問合せ先**

衣浦東部広域連合消防局予防課  
 ☎ 6301366

# 環境

**空き地の適正管理  
(草刈りなど)を  
お願いします**

空き地の雑草は、放置しておくと、害虫の発生やごみの投げ捨て、交通障害、野火の発生などの原因になります。

市では「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」により土地の所有者の土地の管理が義務づけられています。

住みよい環境づくりのため、空き地の所有者や管理者は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。  
 自分で管理ができない方は、

高浜市シルバー人材センター  
 (☎5215081) などを活用する方法もあります。

**問合せ先**

☎ 5211111 (内線263)

**ペットの飼育は  
最後まで責任をもって**

犬や猫など飼っているペットを捨てる人があとをたちません。「動物の愛護及び管理に関する法律」において100万円以下の罰金に処すると規定されており、愛護動物を遺棄した場合は犯罪になります。

飼っているペットが出産してから後悔しても遅く、ましてや捨てたりする行為は絶対に許されません。同法律では繁殖を防止するための手術の励行も規定していますので、子どもまで飼う考えのない方は不妊・去勢手術に努めてください。

愛情を注いで飼ってきたペットです。最後まで責任をもって飼いましょ。

**問合せ先**

☎ 5211111 (内線265)

# くらしき号

**「いきいき号」を  
利用してください**

**◆運行コース**

①市内コース (吉浜コース/高取コース/港コース/翼コース)  
 ※運行時間は1周約30分  
 (1日7便、土曜日のみ3便)

②刈谷市コース  
 ※市役所玄関前から刈谷豊田総合病院本院まで、途中下車なしで運行

※正午を除いた毎時00分(午前8時は5分)に市役所を出発、毎時25分に刈谷豊田総合病院本院を出発(1日9便)

**運休日** 日曜・祝日・年末年始  
 ※刈谷市コースは、土曜日も運休  
**利用料** (小学生以上)  
 ①市内コース/1回100円  
 ②刈谷市コース/片道100円  
 ※市内コースのみに使えるお得な「利用券」(1冊6枚綴300円)もあります。

※利用券は、市内の取扱商店で販売しています。

**問合せ先**

☎ 5211111 (内線264)

☎ 5211111 (内線264)

問合せ先	一般曹候補生	自衛官候補生	航空学生
応募資格	18歳以上27歳未満 ※平成元年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方	18歳以上27歳未満 ※採用予定月の1日現在	高卒（見込み含む。）～21歳未満
受付期間	8月1日(土)～9月8日(火)	男子：通年 女子：8月1日(土)～9月8日(火)	8月1日(土)～9月8日(火)
試験日	1次試験：9月18日(金) または19日(土) 2次試験：10月8日(木)～14日(火)のいずれか1日	男子：受付時に通知 女子：9月25日(金)～29日(火)のいずれか1日	1次試験：9月23日(水祝) 2次試験：10月17日(土)～22日(木) 3次試験：11月14日(土)～12月17日(木)

自衛官募集

その他



愛知県立東三河高等技術専門校  
 校 0533-933-2018

募集科名・定員  
 ・住宅インテリア科 30人  
 ・住宅エクステリア科 30人

訓練期間 10月1日(木)～平成28年3月15日(火)

入校選考 9月4日(金)  
 ※筆記試験・面接

申込期限 8月21日(金)まで  
 ※入学願書は公共職業安定所に配布・受付

問合せ先

愛知県立東三河高等技術専門校  
 職業訓練生募集

高浜市のまちづくりココが聞きたい・知りたい！

「まちづくりトーク&トーク」

まちづくりは、まちの課題を知ることから始まる—そんな想いから「まちづくりトーク&トーク」では、市内で活動している10人以上の団体・グループを対象に、市役所職員が市民の皆さんの生活や活動の現場へ出向き、高浜市のまちづくりについて「こんなことが知りたい」といったテーマに基づき、市の取組状況や課題などに関する説明、懇談・意見交換を行っています。

日ごろ、市民の皆さんが生活や活動をしている中で感じているまちづくりの素朴な疑問、「もっとこんなふうにしてみたらどう？」といったアイデアなど、いっしょに対話のキャッチボールをしましょう！

**申込方法** 申込書に必要事項を記入のうえ、市役所総合政策グループへ提出してください。

※開催日時や希望テーマなど、詳しくは問い合わせてください。



▲昨年度の開催の様子(環境問題について:沢渡町町内会)

申込・問合せ先 団総合政策グループ ☎52-1111 (内線339)

表彰のひろば

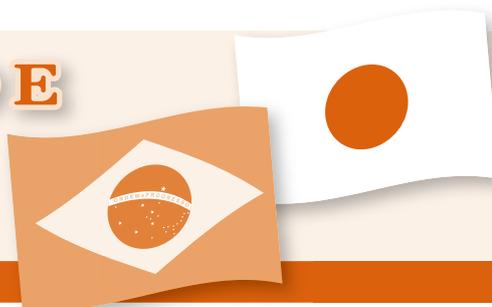
元高取公民館長の竹内亨弘さんが、多年にわたり公民館活動の振興発展に寄与されたことにより、平成27年度愛知県公民館連合会で県から表彰を受けました。

現在は、市子ども会育成連絡協議会会長として、子どもの健全育成に向けて活躍中。竹内さんは「健康が続かざり、地域のために頑張ります！」と話されました。



# PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



## Novo Código de Trânsito nas estradas e rodovias

### 道路交通法が改正されました

A partir de primeiro de junho entrou em vigor a lei em que o ciclista que trafegar provocando contínuas situações, em que vidas são colocadas em risco, receberá penalidade de multa e será obrigado a assistir aula de segurança, conforme regras do código de Trânsito. Crianças com idade superior a 14 anos, também estão sujeitas às penalidades.

São exemplos de atos considerados como infração por condução perigosa: Negligência aos sinais de trânsito, não parar na faixa de parada obrigatória, entrar nas áreas de risco com cancela fechada à passagem, conduzir embriagado e demais 14 itens citados no quadro abaixo.

Será obrigado a assistir aula, o ciclista que no período de 3 anos cometer mais de 2 atos de infração contínuas. Será aplicada ao infrator multa inferior a 50.000 ienes. (\* a penalidade entra em vigor a partir de infrações cometidas a partir do dia 01 de junho de 2015).

A bicicleta é um veículo com a qual podemos tornar autor de acidentes graves. Respeite as regras e a conduza com segurança.

Condutor que necessita assistir aula presencial para ciclista, e itens que se enquadram como infrações por condução perigosa:

1- Negligência à sinalização de trânsito (semáforo)	8- Entrar a direita no cruzamento obstruindo o tráfego dos veículos;
2- Entrar em áreas proibidas para passagem, indicado pela sinalização das vias.	9- transitar em direção contrário, em pista da via destinada a circulação sentido horário.
3- Trafegar em alta velocidade (superior ao limite de 4 Km/h) na faixa de pedestres.	10- Não parar na faixa de parada obrigatória.
4- Trafegar fora das pistas destinadas para ciclistas.	11- Obstruir a passagem do pedestre na calçada.
5- Obstruir a passagem do pedestre nas vias que não possuem faixa própria para pedestre. Não dar preferência ao pedestre.	12- Conduzir bicicleta sem freio ou quebrada.
6- Invadir a área de cruzamento com linha férrea com a cancela preste a fechar ou fechada.	13- Conduzir a bicicleta embriagado.
7- Obstruir o trânsito dos veículos que possuem prioridade no cruzamento.	14- Conduzir sem prestar atenção à frente, e outros atos.

INFORMAÇÕES: Prefeitura de Takahama - Setor Toshibusai Group ☎52-1111 (ramal284)

## CLÍNICAS DE PLANTÃO NO MÊS DE AGOSTO

### 8月の休日等在宅当番医

☆ **Associação Médica de Takahama <Consultas> Domingos e feriados**  
<Horário de atendimento> 9:00~12:00h、13:30~17:00h

Dia 2	Clínica Okabe (Odontologia e Oftalmologia)(consulta médica)	Mukaiyama-cho	52-7775
Dia 9	Clínica Kondo	Yashiki-cho	53-0029
Dia 16	Clínica Taisei	Aoki-cho	52-1001
Dia 23	Clínica Terao (Clínica Geral e Pediatria)	Koike-cho	53-0073
Dia 30	Clínica Masuda (Otorrinolaringologia)	Sawatari-cho	52-3030

☆ **Associação Odontológica de Takahama <Consultas> Domingo <Horário> 9:00~12:00h**

Dia 2	Clínica Odontológica Suzuki	Aoki-cho	53-0761
Dia 9	Clínica Odontológica Suguiura	Kuretake-cho	52-5000
Dia 16	Clínica Odontológica Kajikawa	Yuyama-cho	52-6456
Dia 23	Clínica Odontológica Gurin	Yashiki-cho	53-1515
Dia 30	Clínica Odontológica Shizuma	Sawatari-cho	91-8838

Confirme o plantão antes da consulta planejada, pois poderá haver alterações.

Em caso de emergência fora do horário de atendimento, consulte o Centro de Informações de Emergência Médica (☎36-1133 <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)

## 夏休み親子下水道教室

**募**小学生とその保護者30組(申込順)

**日**8月20日(木)

午後1時30分～4時30分頃

※大雨などにより中止する場合あり。

**場**衣浦東部浄化センター

(碧南市港南町2丁目8番15号)

※現地集合・解散

**内**下水道のしくみの説明、下水処理施設の見学

**費**無料

**申**7月27日(月)～8月19日(水)に直接電話で申込(受付時間:平日午前9時～午後5時)

**申 問**衣浦東部浄化センター

☎48-8210

## エコニコ(環境学習)ツアー オイスカ研修生との交流・ 森林体験

高浜エコハウスの夏の環境学習の一環として、海外研修生との交流や森林体験型のツアーを開催します。研修生の母国との比較をゲームや歌などを通じて学ぶとともに、森林の役割を考えます。昼食は、研修生の母国料理を味わいます。

**日**8月6日(木)

午前7時50分～午後5時

※高浜エコハウス(市民センター西)に午前7時50分までに集合

**場**オイスカ中部日本研修センター、北設楽郡設楽町の森林

※雨天時:研修センターでのお楽しみ会

**募**児童25人(先着順)

※指導員の指示を守ること

※小学校低学年以下は保護者同伴

**費**1,500円(昼食、ボランティア保険料込)

**持**水筒、手袋、筆記用具、タオル、普段使っている虫よけ・かゆみ止め薬

※食物アレルギーの方は弁当持参

# 夏まつり特集

## 8・2eデー ふれあいの翼

翼公民館は、翼小学校、PTA、飛翔の会、子ども会、湯山町町内会、神明町・豊田町町内会、健康づくり推進委員などの心と力を合わせ、翼公民館交流事業を開催します。

盛りだくさんの楽しい企画を用意します。

**日**8月2日(日) ※小雨決行

午後4時30分～

**場**翼小学校運動場

**内**

- ・翼小児童の吹奏楽
- ・子どもによるチアダンス
- ・盆踊り・和太鼓演奏
- ・福引大抽選会
- ・夜店

①翼小6年生児童のチャレンジマー

ト

②PTA、飛翔の会による夜店

③事業所協力の夜店

**問 市**文化スポーツグループ

☎52-1111(内線331)



**申**7月17日(金)～31日(金)の午前9時～午後5時(月・木曜日を除く。)に高浜エコハウス(☎52-2299)へ電話で申込

**他**

・長袖、長ズボン、帽子、はきなれた運動靴、汚れてもいい服装で来てください。

## みんなおいでん! 高浜まち協 夏まつり

暑い夏を夏まつりで楽しくすごしましょう。菓子・かき氷などの出店があります。

子ども盆踊りや火の舞もあります。盆踊りの練習に来て、みんなで踊っちゃおう! ゆかた姿も大歓迎!

**日**8月9日(日)

午後5時～8時30分

- ・午後5時～/出店
- ・午後6時30分～8時/盆踊り、火の舞

※雨天中止

**場**高浜小学校運動場

◆盆踊り練習

**日**7月31日(金)、8月3日(月)・5日(水)

午後7時～8時

**場**高浜小学校体育館

**持**飲料、上靴

**問**高浜まちづくり協議会

☎☎87-9112

(午前9時～午後5時)

Eメール hamapla@katch.ne.jp



・不慮の事故、けがについては当方では責任を負いかねます。  
・後援 森ボラック・オイスカ

**問 市**市民生活グループ

☎52-1111(内線263)

# 催し 募集

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| <b>日</b> 日時      | <b>催</b> 主催       |
| <b>場</b> 場所      | <b>講</b> 講師       |
| <b>内</b> 内容      | <b>他</b> その他      |
| <b>募</b> 募集対象・人数 | <b>申</b> 申込先・申込方法 |
| <b>持</b> 持ち物     | <b>問</b> 問合せ先     |
| <b>費</b> 費用      |                   |

## 愛知県史を語る会

「近代愛知はどのように作られたか—愛知県の成立から大正デモクラシーへ—」

**日** 8月22日(土)

午後1時～4時30分  
(午後0時30分開場)

**場** 愛知県図書館 5階大会議室

**募** 200人(要申込・先着順)

**費** 無料

**講** 羽賀祥二氏(名古屋大学大学院教授)、森靖雄氏(愛知東邦大学地域創造研究所顧問)、石川一三夫氏(大同大学大同高等学校長)

**申** 電話による受付

※駐車場は有料。台数にかぎりがありますので、公共交通機関で来館してください。

**申 問** 愛知県総務部法務文書課  
県史編さん室  
☎052-972-9171

## かわら美術館 陶芸イベント講座 ハロウィンパンプキンシェード づくり

**日** 8月23日(日)

午後1時30分～4時

**場** かわら美術館 2階陶芸創作室

**募** 各30人(先着順)

**費** 高校生以上1,700円、  
中学生以下1,100円

**申** 7月23日(木)午前9時よりミュージアムショップまたは、ファクス、ホームページで受付

**申 問** かわら美術館

☎52-3366

FAX52-8100

http://www.takahama-kawara-museum.com/



## 刈谷豊田総合病院 市民公開講座

**日** 8月1日(土)

午前10時30分～正午

**場** 刈谷豊田総合病院 診療棟5階  
(第1・2会議室)

**内** 「ぜんそく」ってどんな病気?～ぜんそくのいない生活をめざして～

**講** 加藤聡之氏(医師)

**費** 無料

**申** 不要

**問** 刈谷豊田総合病院総務グループ

☎25-9215

## 芳川渡し場まつり 花嫁・花婿カップル募集

渡し場かもめ会では、藤江の渡し記念碑を地域の文化遺産として継承し、地域の方々の交流と海に親しんでいただくために「芳川渡し場まつり」を開催します。かつて美しかった海がよみがえることを願い、「嫁入り船」を再現して往時をしのび、楽しんでいただきます。

まつり当日の最大の主役である花嫁・花婿を広く募集します。多くの人の前で行く末を堅く誓う方、あらためて2人の出合いを思い出し記念にしたい方など、応募ください。

**日** 10月25日(日) 正午～

**場** 高浜安立荘前広場

**募** 新郎新婦のどちらかが市内在住・在勤で、未婚または事情により式をあげられなかったカップル1組  
※応募者多数の場合は主催者選考

**申** 8月2日(日)までに住所・氏名・年齢・電話番号・応募理由を記入のうえ、カップルの写真を添えて申込

**申 問** 神谷正巳(渡し場かもめ会)

〒444-1335

芳川町一丁目7-30

Eメール

k.masami@kss.biglobe.ne.jp

☎FAX53-4783



申込用QRコード



▲渡し場付近の潮干狩りのようす(昭和初期)\*



▲渡し船のようす(昭和15年ごろ)\*



▲記念碑を囲む「藤江渡し記念碑建立会」  
役員の皆様(昭和55年)\*  
\*印の写真提供:杉浦節治さん



▲自身が編纂した冊子を手にとって語る渡し  
場かもめ会初代会長の杉浦節治さん(右)、  
現会長の神谷正巳さん(左)



▲芳川渡し場まつりの名物「嫁入り船」(例年10月第4日曜  
日に開催)。対岸では東浦ふるさとガイド協会の皆さんが  
エールを送っている。\*昨年のようす

# “撮っておき” の たかはま

【第38回】

「ひと」「もの」「文化」などなど、有  
形・無形を問わず、高浜市の日常の  
暮らしの中にあるとっておきの「お  
宝」を紹介します。



▲藤江渡し記念碑と由来を伝える案内板  
(特別養護老人ホーム「高浜安立荘」の北に設置)

## 藤江の渡し

昭和31年(1956)に衣浦大橋が開通するまで、高浜市と対岸の知多半島の往来を結ぶ渡船場は3か所あった。その一つ、藤江の渡しは「藤江渡し」「藤江越し」とも呼ばれ、江戸時代に始まったといわれている。距離は、明治14年(1881)の営業願では5町48間(約630m)、明治36年(1903)では280間(約510m)と記されている。渡船時間は決まっておらず、日の出～日の入りの間、ある程度の人数が集まったら船を出していた。大正中頃～昭和初期の運賃は大人2銭、子ども1銭、自転車・乳母車2銭、大八車(荷物運搬用木製人力荷車)5銭で、買い物・通勤・行商・旅行などに利用されていた。衣浦湾を挟んでの縁談話も多く、嫁入り船としても利用されていたという。

「吉浜にはかつて青果市場が2か所あり、渡し船に乗って野菜を仕入れにきた人が大勢いたもんだよ。」「昔は、藤江まで泳ぐ練習をしたものさ。潮干狩りや海苔の養殖も盛んだったな。」と語る杉浦節治さん(渡し場かもめ会初代会長・呉竹町)。「ふるさとの歴史や伝統を後世に伝えていきたい」との想いから杉浦さんが発起人となり、地元有志で「藤江渡し記念碑建立会」を立ちあげ、費用を出し合い、昭和55年(1980)に記念碑を建立した。建立から10年後に「芳川渡し場まつり」を始め、「嫁入り船」の再現にも尽力。建立から20年後の平成12年(2000)に「渡し場かもめ会」を発足させた。今年に記念碑建立35周年にあたる。

現会長の神谷正巳さん(芳川町)は「伝統・環境・福祉を合言葉に長年活動を続けてきたことが認められ、国土交通省から表彰を受けたこともあり。これを励みに、また先人たちの想いを受け継ぎ「美しい海をふたたび」という目標に向かって取り組んでいきます。」と語る。芳川渡し場まつりの名物「嫁入り船」の花嫁・花婿は現在募集中だ。

(詳しくは27ページ)

# LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んでください!(P.25)

# 広報 たかはま

早期配布にご協力ください。

編集・発行／高浜市役所総合政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2  
TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110  
<http://www.city.takahama.lg.jp/>  
電子メール info@city.takahama.lg.jp



VEGETABLE OIL INK 広報たかはまは植物油インキを使用しています。